

ご利用の流れ

協議会 利用申請

栃木県中小企業活性化協議会に国の「経営改善計画策定支援事業(通常枠)」または「早期経営改善計画策定支援事業」の利用に係る申請を行い、協議会から受理通知を受領してください。



計画書の 提出

認定支援機関の支援を受けて経営改善計画または早期経営改善計画を策定し、当協会に計画書を提出してください。

同意書・ 受取書発行

当協会は計画書の内容を確認し、経営改善計画の場合には同意書、早期経営改善計画の場合には受取書を発行します。

補助支払 申請

国の「経営改善計画策定支援事業(通常枠)」または「早期経営改善計画策定支援事業」に係る初回の補助を受けた後、当協会に次の書類を提出してください。

提出書類

- 経営改善計画策定費用補助事業支払申請書(様式1)
(※当協会ホームページからダウンロードできます。)
- (早期)経営改善計画策定支援事業費用支払申請書(写)
- 業務別請求明細書(写)
- 申請者による費用負担額(1/3)の支払いを示す領収書(写)
- 中小企業活性化協議会から費用負担の支払いがあったことを証する書類(写)



補助支払

申請が適切な場合、当協会にご指定の口座に補助金の振込を行います。

中小企業・小規模事業者のみなさまの

経営改善を サポートします!

経営改善計画策定費用 補助事業のご案内

お問い合わせ先

- 経営改善計画策定費用補助事業について
栃木県信用保証協会 企業支援課 TEL.028-635-2195
- 経営改善計画策定支援事業・早期経営改善計画策定支援事業について
栃木県中小企業活性化協議会 TEL.028-610-0310

2022年5月発行



明日をひらく中小企業とともに
栃木県信用保証協会

経営改善計画策定費用補助事業とは...

国が実施している「経営改善計画策定支援事業(通常枠)」または「早期経営改善計画策定支援事業」の支援対象者のうち栃木県信用保証協会をご利用の方を対象に、両事業において自己負担となる費用の一部を当協会が補助する事業です。



対象者

次の①～③すべてに該当する方

- ① 栃木県信用保証協会の保証を現在利用している方
- ② 栃木県信用保証協会から計画に係る同意書または受取書が発行された方
- ③ 栃木県中小企業活性化協議会から初回の補助金が支払われた方

対象費用

計画策定費用 ※伴走支援費用及び金融機関交渉費用は除きます。

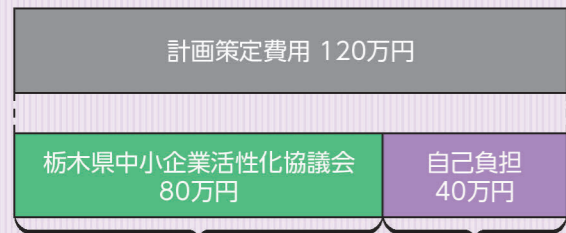
補助金額

経営改善計画
策定支援事業(通常枠)の場合
1回あたり
上限金額 **20万円**

早期経営改善計画
策定支援事業の場合
1回あたり
上限金額 **10万円**

経営改善計画策定支援事業(通常枠)の場合

例) 計画策定費用が120万円

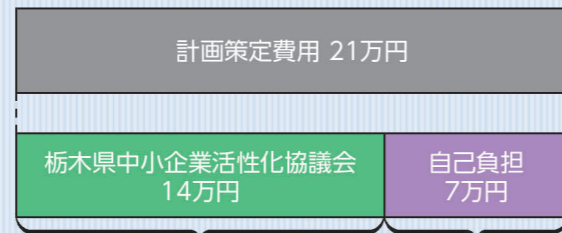


自己負担となる費用(計画策定費用の1/3)のうち、補助上限金額の20万円を当協会が補助します。

実質負担は20万円

早期経営改善計画策定支援事業の場合

例) 計画策定費用が21万円



自己負担となる費用(計画策定費用の1/3)の7万円を当協会が補助します。

実質負担は0円

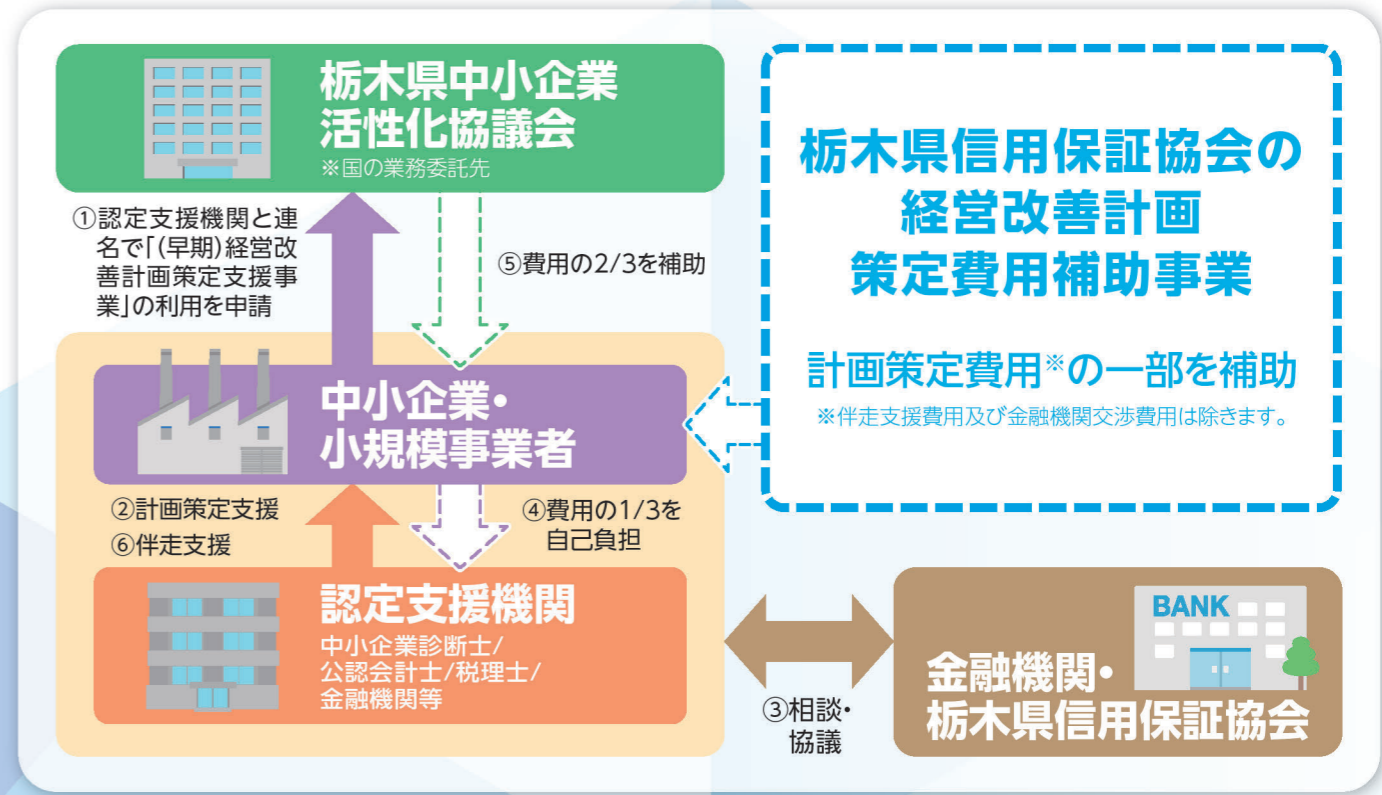
ご利用イメージ

Q 認定支援機関とは何でしょうか?

A 中小企業支援に関する専門知識や実務経験が一定レベル以上であるとして国が認定した支援機関です。中小企業診断士、税理士、公認会計士、金融機関などが支援機関として主に認定されています。

Q 過去に一度利用したことがあるのですが、再度利用することはできますか?

A (早期)経営改善計画策定支援事業の支援対象者で当協会をご利用中の方であれば、再度のご利用は可能です。ただし、1事業者あたりの補助上限金額は40万円となります。



国の経営改善計画策定支援事業・早期経営改善計画策定支援事業について

経営改善計画策定支援事業とは...

金融支援を必要とする中小企業・小規模企業のみならず、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定する際に、その費用の2/3(上限200万円)を栃木県中小企業活性化協議会が補助する事業です。



経営の処方箋

早期経営改善計画策定支援事業とは...

本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、中小企業・小規模企業のみならず、認定支援機関の支援を受けて早期の経営改善計画を策定する際に、その費用の2/3(上限15万円)を栃木県中小企業活性化協議会が補助する事業です。



経営の健康診断

| 経営改善計画策定支援事業 | 主な相違点 | 早期経営改善計画策定支援事業 |
|--|--------|--|
| ビジネスモデル俯瞰図 | 計画書の内容 | ビジネスモデル俯瞰図 |
| 会社概要表 | | - |
| 資金実績・計画表 | | 資金実績・計画表 |
| 計画財務3表(PL、BS、CF) | | 計画損益計算書(PL) |
| アクションプラン | | アクションプラン |
| 計画期間は5年程度 | 金融支援 | 計画は1年～5年で任意 |
| リスクや新規融資など金融支援を伴うもの | 同意確認 | 必須ではありません |
| すべての取引金融機関へ計画を提出 | モニタリング | メイン金融機関へ計画を提出 |
| すべての取引金融機関から同意書を取得 | 協議会補助額 | メイン金融機関から受取書を取得 |
| 計画策定後3年間 | | 計画策定後1年を経過した最初の決算時まで |
| 計画策定費用の2/3(上限200万円) 伴走支援費用の2/3(上限100万円) 金融機関交渉費用の2/3(上限10万円) | | 計画策定費用の2/3(上限15万円) 伴走支援費用の2/3(上限10万円) 金融機関交渉費用の2/3(上限10万円) |